

改正健康増進法と北海道受動喫煙防止条例の比較一覧

区分		改正健康増進法	条例	
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を <u>設置できる</u>)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を <u>設置できない</u>)	
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠	
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)	
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	
	飲食店の対応(経過措置)	既存の小規模飲食店(客席面積100㎡以下等)は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要	法に準拠	
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止	立入禁止 (従業員、利用者等)	法に準拠	
	標識の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示	法に準拠
		禁煙	規定なし	<u>飲食店及び喫茶店は、主な出入口に標識を掲示</u>
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設(20歳未満の者等が多く利用する施設)	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	<u>喫煙場所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める</u>	
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	<u>20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める</u> <u>保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める</u>	
従業員等への受動喫煙防止対策		<u>従業員(雇用関係にある者)</u> に対する受動喫煙防止対策に努める	<u>従業員等(雇用関係にない親族や派遣職員等を含む)</u> に対する受動喫煙防止対策に努める	